平成２５年（フ）第１３１号
埼玉県三郷市新和２丁目88番地２　アークヒルシンワⅡＣ―201
破産者　塩谷　昌己
1　決定年月日　平成26年９月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第５１９号
埼玉県北葛飾郡杉戸町大字木野川150番地43
破産者　新戸　　勉
1　決定年月日　平成26年９月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第４４５号
新潟県上越市大和１丁目13―10、住民票上の住所新潟県上越市大町２丁目２番30―805号ピアハイム高田805号
破産者　丸山　宗夫
1　決定年月日　平成26年９月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４４６号
新潟県上越市大和１丁目13番10号
破産者　丸山　幸子
1　決定年月日　平成26年９月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４６４７号
大阪市中央区日本橋１丁目16番14号
破産者　本多興一郎
1　決定年月日　平成26年９月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６１９６号
大阪市天王寺区上汐４丁目４番14―508号
破産者　吉川奈良子
1　決定年月日　平成26年９月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５７５号
福岡県大野城市つつじケ丘３丁目２番27号
破産者　村山つき子
1　決定年月日　平成26年９月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第７５０号
福岡市博多区諸岡３丁目８番40号
破産者　藤田　健三
1　決定年月日　平成26年９月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２３５号
長崎県長崎市宿町171番地　松尾ビル302、旧住所長崎市大浜町1605番地１　コアマンションマリナシティＥ―605号
破産者　田山三枝子
1　決定年月日　平成26年９月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第５６号
新潟県長岡市宝地町254番地７
破産者　種部　文代
1　決定年月日　平成26年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第１７１号
滋賀県彦根市平田町409番地６、前住所滋賀県彦根市後三条町253番地１　108号
破産者　スナックアモーレ、スナック胡蝶蘭こと　谷川　幸子
1　決定年月日　平成26年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２６年（フ）第２号
高知県四万十市安並4545番地、開始決定時の住所高知県四万十市利岡269番地４
破産者　伊藤　切喜
1　決定年月日　平成26年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所中村支部

平成２６年（フ）第３号
愛媛県今治市常盤町５丁目９番15号、前住所愛媛県今治市桜井団地２丁目10番地４、前々住所神奈川県逗子市池子２丁目18番８―420号
破産者　大谷　明生
1　決定年月日　平成26年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所今治支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２６年（フ）第１０１号
愛知県豊田市浄水町原山325番地１　エスライフ浄水駅前601号、従前の住所名古屋市天白区植田南２丁目604番地　ユニーブル第６植田303号
破産者　野原　米吉
1　破産債権の届出期間　平成26年10月24日まで
2　一般調査期日　平成26年11月25日午前10時
平成26年９月26日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２７０号
兵庫県西宮市上葭原町１番23号、開始決定時の住所兵庫県西宮市大浜町１番58―103号
破産者　伊達　伸治
1　破産債権の届出期間　平成26年10月29日まで
2　一般調査期日　平成26年12月19日午前10時30分
平成26年９月26日
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第４９２号
京都市伏見区下鳥羽南三町13番地
破産者　西田　保子
1　破産債権の届出期間　平成26年10月31日まで
2　一般調査期日　平成27年１月23日午後２時
平成26年９月29日
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１１号
沖縄県那覇市古島２丁目２番地14
破産者　平良　　勉
1　破産債権の届出期間　平成26年10月31日まで
2　一般調査期日　平成26年12月18日午後２時30分
平成26年９月26日
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第４号
新潟県上越市幸町２番４―101号　コーポ冴101号
破産者　神谷　　満
1　破産債権の届出期間　平成26年11月４日まで
2　一般調査期日　平成26年12月15日午後２時
平成26年９月29日　新潟地方裁判所高田支部